

自己負担限度額について (70歳未満の方)

自己負担限度額

適用区分	世帯における国保加入者の所得の合計※1	1～3回目までの限度額	4回目以降の限度額※2
ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円 + (総医療費－842,000円) × 1%	140,100円
イ	基礎控除後の所得 600万円超 ～901万円以下	167,400円 + (総医療費－558,000円) × 1%	93,000円
ウ	基礎控除後の所得 210万円超 ～600万円以下	80,100円 + (総医療費－267,000円) × 1%	44,400円
エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税	35,400円	24,600円

※1 未申告者のいる世帯は901万円超の世帯とみなされることがあります。

※2 4回目以降：過去12か月以内に自己負担限度額を超えた支給月が4回以上あった場合の4回目以降

自己負担の計算方法

- 月の1日から末日まで、つまり暦月ごとの受診について計算します。
- 入院時の食事代や保険のきかない差額ベッド料等、保険診療の対象とならないものは除きます。
- 限度額は医療機関ごと、また入院、外来ごとで別々に計算しますので、同じ月に複数の医療機関にかかったり、入院、外来の両方にかかったりしている場合には、それぞれ限度額までのお支払いが必要になります。
- それぞれの負担額21,000円以上あれば、それらを足し合わせることができ、限度額を超えると申請により後で支給されます。該当の方には診療月から数か月後にお知らせしますので、領収書は大切に保管しておいてください。